

(2026年6月23日発表)

6月30日 市議会議員の「資産等補充報告書」等の閲覧開始

市議会議員の「資産等補充報告書」「所得等報告書」「関連会社等報告書」を6月30日(火)から静岡庁舎にて閲覧開始します。

【趣旨・背景】

「政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、「資産等補充報告書」「所得等報告書」「関連会社等報告書」の閲覧を開始します。

「資産等補充報告書」

・2025年1月1日以降、新たに所有することになった土地、建物、預貯金、有価証券等で、2025年12月31日において所有するものについて、区分ごとに記入されています。

「所得等報告書」

・2025年分(前年分)の所得金額等がその区分ごとに記入されています。

「関連会社等報告書」

・2026年4月1日現在で報酬を得て、会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合に、その法人等の名称・所在地・職名が記入されています。

【閲覧開始日】

2026年6月30日(火曜日)(閲覧期間は、2031年4月30日(水曜日)まで)

【場所】

静岡庁舎新館1階 市政情報コーナー(葵区役所地域総務課内)

【対象】

- ・資産等補充報告書、関連会社等報告書:全議員48名
- ・所得等報告書:前年1年間を通じて議員である38名

【その他】

報告書の内容を調査する権限のない議会事務局や市役所の執行機関は、報告書の内容に関する確認を行っていません。

【問い合わせ先】

議会事務局 議事・調査法制課(静岡庁舎本館2階)、担当者:岡田、赤堀
電話:054-221-1481